

持続的な森づくり推進事業実施要領の運用について

持続的な森づくり推進事業の実施については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）、大阪府林業関係補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）、大阪府林業関係補助金交付要領（以下「交付要領」という。）、持続的な森づくり推進事業実施要領（以下「実施要領」という。）によるほか、本通知によるものとする。

第1 事業内容等について

(1) 事業対象

- ア 実施要領第2の(2)のアの「区域面積が概ね100ha以上」の「概ね」とは、2割を許容の範囲とし、80ha以上あれば事業対象区域とすることができる。
- イ 区域の森林については、森林経営計画（策定予定も含む）で定める40年以上の期間に係る長期の方針に従って間伐等の森林管理を行うことを見込んでいるスギ・ヒノキの人工林を80ha以上含むこととする。（その上でスギ・ヒノキ以外の人工林や天然林を区域に含めることは可能）
- ウ 実施要領第2の(2)のイの森林経営計画について、事業計画書の提出段階においては策定見込みでも可とする。ただし、補助金交付申請の段階では、当該申請区域に係る森林経営計画が策定され、当該市町村の認定を受けていることとする。

(2) 事業内容

- ア 実施要領第2の(3)のカの「その他上記と併せて行う必要があると認められる整備」とは、現地の地形や植生、流水の状況等を勘察し、基幹作業道が長期間にわたって活用されるために必要と認められる整備をいう。（例えば、コンクリート擁壁、洗い越し等）
- イ 本事業により基幹作業道の一定区間を整備する際、工事用車両の進入のために当該施工地に至る林道や作業道の不陸整正等が必要な場合は、最小限の範囲で整備に要する経費に含めることができる。ただし、事業主体が事前に当該林道や作業道の管理者と事業後の維持管理の手法も含めて協議・調整を行っておくこと。

第2 協定について

(1) 協定期間等

- ア 本事業で整備する施設の財産処分制限期間は、国が定める「農林畜水産業関係補助金等交付規則」に定められており、コンクリート敷の舗装道路で15年、農林業用のコンクリート造・ブロック造等の構築物で14年となっており、森林環境税事業の実施期間中（H28～H31）に複数年かけて整備することも勘察し、これらの処分制限期間中は継続的な森林管理が担保されるよう、協定期間を20年としている。
- イ 協定書は、事業箇所単位で作成することも可能とする。（この場合、1つの協定書に係る区域の森林所有者の連名となる。）

(2) 各主体の責務について

- ア 事業主体は、間伐や間伐材搬出等を行う際に、作業車両が安全に通行できるよう、基盤施設等の維持管理に努める。
- イ 森林所有者は、事業主体と協力し、基盤施設等の適切な維持に努める。

(3) 協定の解除

- ア 府が、協定の目的が達成できないとして協定を解除するのは、事業対象区域内において、下記のような行為があり、事業主体及び森林所有者から事情聴取を行った上で必要な指導を行い、最終的に改善の見込みがないと認めた場合とする。
 - (ア) 全部又は一部の森林について、森林以外の用途へ転用したとき
 - (イ) 森林の維持保全上著しく支障を与える土地の改変を行ったとき
 - (ウ) 府の承認を得ずに整備した施設の改変や撤去を行ったとき
 - (エ) 府の承認を得ずに事業を中止したとき
 - (オ) 事業対象区域における森林経営計画の認定が当該市町村によって取り消されたとき
 - (カ) その他、継続的かつ適正な森林管理に支障があると判断される行為があった場合
 - (キ) ただし、事業主体、森林所有者に責がなく、上記(ア)から(カ)の状況になった場合は、その限りでない。
- イ 実施要領第 11 の (2) の規定について、アにより府が協定を解除した場合で、当該事業対象区域に整備された基盤施設が国及び府の規則等で定める財産処分の制限期間内にあって、今後、事業対象区域における間伐等の森林管理のために活用される見込みがないと判断されるときに補助金の交付の決定を取り消すこととする。
- ウ 協定書第 7 条に規定する特別な事情により協定が失効した場合は、補助金の交付の決定の取消し及び返還を求めるものではなく、その後の対応について、府・森林所有者・事業主体である林業事業体の 3 者で協議するものとする。

第 3 事業の実施について

(1) 事業計画書について

- ア 基盤施設整備計画については、平成 31 年度までの期間での基幹作業道の舗装や土場整備等の計画を記載する。
- イ 森林整備計画については、当該区域の森林経営計画が策定されている場合はこれに定める長期の方針や 5 年間の伐採計画等に基づき、また、未策定の場合は森林所有者との協議・調整や現地調査の結果等に基づき、事業着手より 10 年間の間伐面積や搬出材積等の計画を記載する。
- ウ 府は事業計画書の審査に当たり、当該事業計画区域の森林経営計画が未策定の場合は、森林整備地域活動支援事業の導入のため当該市町村と協定が締結されているなど、基盤施設整備計画に合わせて森林経営計画の策定が見込まれることを確認する。

- エ 実施要領第 4 の 3 の「知事が別に定める軽微な変更」とは、間伐計画量または整備計

画量の2割以内の増減とする。

(2) 補助金交付申請について

- ア 基盤施設の整備を複数年にわたって行う場合、これに対応して、事業対象区域（概ね100ha以上）を各年度で分割して申請することができる。
- イ 補助金交付申請書には、当該年度に対象とする区域に係る森林所有者との協定書を添付する。（各森林所有者・事業主体である林業事業体が押印したもの）

(3) 補助金の返還

規則第16条に規定する補助金の返還について、府は事業主体に対してその返還を命じるものとする。

第4 基盤整備の基準等について

基幹作業道の整備の基準については、大阪府森林作業道作設指針及び大阪府森林作業道作設ガイドラインの定めるところによるもののほか、「土木請負工事必携、土木工事共通仕様書及び土木工事施工管理基準（平成27年度）大阪府都市整備部」及び「治山林道必携 積算・施工編（平成27年3月24日最終改正）林野庁」によるものとする。

第5 補助金額の算定について

(1) 補助単価

- ア 実施要領第3で定める補助単価は別表のとおりとする。
- イ 補助単価は、毎年度、労務単価等の変更等に伴う見直しを行う。
- ウ 本事業の実施状況等を踏まえ、必要に応じて補助単価を設定する作業種の変更や追加を行うことができる。
- エ 別表に定めのない作業種で、現地の状況等から必要なものとして事業主体が新たな積算単価を作成して申請した場合、府は現地確認の上、当該作業種の実施が必要か、規模・数量は妥当か、積算内容が府の積算基準等に照らして適切かを判断する。

(2) 補助金額の算定

- ア 本事業については、別表に定める補助単価に必要な数量を乗じた額を補助金額とする。
- イ 第5の(1)のアの別表の単価には消費税相当額を含まないため、消費税相当額を含めて補助金を申請・交付する場合には、上記アにより算出した補助金額に108/100を乗じて得た金額とする。
- ウ 別表に定めのない作業種で、事業主体が新たに積算し、府が認めた単価を用いる場合も前二項の規定によるものとする。

(3) 現地踏査・測量設計の成果品について

別表に定める補助単価のうち、1-1から2-4の成果品については、整備着手前に所管事務所へ提出し、確認を受けること。

第6 完了検査について

基幹作業道等の整備事業にかかる検査の基準については、大阪府森林作業道作設ガイドラインの定めるところによるもののほか、第4の各基準等によるものとする。

第7 事業計画に対する実績の報告について

事業主体は、事業計画の承認を受けた地区別に、年度ごとの基盤施設整備及び森林整備の実績について、翌年度の4月20日までに、様式第1号により、所管事務所長あて報告するものとする。

付則 この運用は、平成28年5月30日から適用する。
この運用は、平成28年12月6日から適用する。
この運用は、平成29年4月3日から適用する。

別表

1. 補助単価一覧表（平成 29 年度事業に適用）

番号	作業種	細別	規格	単位	単価(円)	生コン単価割増
1-1	現地踏査	現地踏査	100ha 以上	地区	324,000	
1-2	〃	現地踏査	100ha 未満	地区	284,000	
2-1	測量設計	測量・設計	基幹作業道舗装工	m	2,470	
2-2	〃	測量	土留工等	横断	15,500	
2-3	〃	測量	土場整備工	m ²	170	
2-4	〃	設計	構造物設計	m	1,230	
3-1	舗装工	コンクリート路面工	W=2.5m	m ²	8,500	
3-1-1	〃	〃	〃	〃	9,000	1~3t 車指定
3-1-2	〃	〃	〃	〃	9,500	1~3t 車指定・山間
3-2	〃	コンクリート路面工	W=3.0m	m ²	8,300	
3-2-1	〃	〃	〃	〃	8,800	1~3t 車指定
3-2-2	〃	〃	〃	〃	9,300	1~3t 車指定・山間
4-1	擁壁工	ブロック積工	BW-L-N-0.3 基礎部：土砂	m ²	37,200	
4-1-1	〃	〃	〃	〃	37,900	1~3t 車指定
4-1-2	〃	〃	〃	〃	38,500	1~3t 車指定・山間
4-2	〃	ブロック積工	BW-L-N-0.3 基礎部：岩	m ²	33,500	
4-2-1	〃	〃	〃	〃	34,300	1~3t 車指定
4-2-2	〃	〃	〃	〃	34,900	1~3t 車指定・山間
4-3	〃	ブロック積工	BW-L-N 基礎部：土砂	m ²	39,300	
4-3-1	〃	〃	〃	〃	40,300	1~3t 車指定
4-3-2	〃	〃	〃	〃	40,600	1~3t 車指定・山間
4-4	〃	ブロック積工	BW-L-N 基礎部：岩	m ²	35,800	
4-4-1	〃	〃	〃	〃	36,800	1~3t 車指定
4-4-2	〃	〃	〃	〃	37,800	1~3t 車指定・山間
4-5	〃	足場工	単管傾斜足場	掛m ²	4,600	
5-1	土場整備工	土場整備工	砕石敷	m ²	800	
5-2	〃	土場整備工	コンクリート敷	m ²	8,100	

6-1	法面保護工	植生ネット工	ハリシバエース同等品以上	m ²	1,200	
7-1	排水処理工	ふとんかご工	スロープ式	m	20,500	
7-2		ふとんかご工	階段式	m	21,500	
7-3		木製路面排水工	Aタイプ(土道用)	m	13,300	
7-4		木製路面排水工	Bタイプ(コンクリート舗装用)	m	9,000	
8-1	柵工	木柵工	5段積	m	19,900	
8-2		木柵工	3段積	m	13,100	

2. 「別表に定めのない作業種」の単価算出方法について（第5の（1）の工関係）

（1）事業主体は、積上積算した設計書を府に提出する。

（2）事業主体は、設計・積算に当たり、以下の国制定要領などに則ることとする。

ア 「治山林道必携 積算・施工編（平成28年版）」

（（一社）日本治山治水協会・日本林道協会）

イ 「森林土木木製構造物施工マニュアル（平成28年版）」

（（一社）日本治山治水協会・日本林道協会）

ウ 「森林土木構造物標準設計〔擁壁編〕（平成18年度版）」

（（財）林業土木コンサルタンツ）

エ 「治山技術基準指針（平成18年度版）」（（財）林業土木コンサルタンツ）

（3）補助対象経費は、別表に定める補助単価設定作業種同様、直接費・共通仮設費・現場管理費の合計額に当該消費税相当額を加えた金額とする。

（一般管理費は除く）

（4）府は、（1）の設計書について、（2）に掲げる積算基準等に照らし合わせ、適切と認められるものについて、（3）に示す経費を補助する。